町村の生活困窮者自立相談支援事業に関する質問主意書

提出者 早稲田ゆき

町村の生活困窮者自立相談支援事業に関する質問主意書

加しており、 1 われ、 非正規雇用者やシングルマザーの増加など所得格差の拡大に伴い、 また、 さらには、 高齢者においても年金受給額が低いために、 長引くコロナ禍の影響や、 自然災害が頻発する中で、 非正規雇用で働き続けざるをえない 貧困状態にある子どもは七人に一人と 貧困対策は今後ますます行政 高齢者が 増

ており、 生活困窮者自立支援法においては、 平成三十年の改正で町村も任意で行うことができるようになったところであるが、 福祉事務所設置自治体のみが自立相談支援事業を必ず行うこととなっ 全国九百二十六

の重要課題になっていくと思われる。

町村中、

まだ四十町村でしか実施されていない。

は、 福 ス対象者と認識していな 祉 そ 福 事 の結果、 務 祉事務所設置自治体の市民が受けているサービスが受けられず放置状態になっている」など、 所の担当者と生活困窮者支援事業の担当者が情報を共有し、 町村住民は、 権限がないために、 身近なところで相談ができない」、 広報紙による周知・呼びかけも消極的である」、 「町村は、 連携して対応しているが、 生活困窮者を自らの行政サービ 市 町 行政サ では、 村 住民

ビスに格差と不公平が生まれている。

そこで以下、質問する。

生活困窮者自立支援法の五年毎の見直しが来年に迫っているが、町村にも生活困窮者支援事業の実施を 広げていく必要性について、現時点での政府の見解をあきらかにされたい。 7 の町村が感じているか、 調査をするべきではない か。 また、その必要性をどのくら

ような改善策が議論されているか。町村に実施を義務化することについては、 町村での生活困窮者支援事業の実施を広げていく方策について、これまで厚生労働省の検討会ではどの 政府は現時点でどのような

見解か。

三 所設置自治体と同じ補助率である四分の三では、不十分ではない カン を感じながら実施に踏み切れないでいる町村が、 財政力、 また、 補助率の引き上げ以外に、 行政能力の脆弱な町村が生活困窮者支援事業を実施したいと思っても、 人的体制を整えやすくする方策としてどのような方策が考えられる 人的体制を整えやすくすることを検討するべきではない か。 補助率を引き上げることで、 現行のように福 必要性 1祉事務

兀 町村には、 域内事業所が少ないため、 就労支援に関しては工夫が必要と考えるが、どのような方策が考

か。

えられるか。

五. 現在検討会で議論されている案の一つとしての広域での対応では、生活困窮者がそのサービスにアクセ

スすることが困難にならないか。政府の見解をあきらかにされたい。

右質問する。